

日本振興銀行の最終受皿の決定について

平成 23 年 9 月 30 日

預金保険機構

1. 預金保険機構（以下、当機構）は、株式会社イオン銀行（以下、イオン銀行）を日本振興銀行株式会社（以下、振興銀行）の最終受皿に選定しました。
 2. イオン銀行は、本年 12 月末を目途に、当機構が保有する株式会社第二日本承継銀行（以下、承継銀行）の全株式及び振興銀行が保有する貸付債権（一部）を譲り受ける予定です。
 3. 当機構は、承継銀行株式を譲渡する旨の契約を締結する等、今後必要な諸準備を進めて参ります。
 4. イオン銀行においては、承継銀行が預金者及び善意かつ健全な借り手の保護などの金融仲介機能を十分に発揮できるよう、親銀行の立場から適切に対応することを期待します。
- 譲渡条件等の概要は別紙 1。
 - 最終受皿の事業計画の骨子は別紙 2。
 - 最終受皿選定過程の概要は別紙 3。

以上

譲渡条件等の概要

1. 譲渡の内容

(1) 株式会社イオン銀行(以下、イオン銀行)は、株式会社第二日本承継銀行(以下、承継銀行)の全株式を譲受け、承継銀行を子会社として、持続的かつ安定した金融機関経営を適切に行わせることによって、預金者及び善意かつ健全な借り手の保護等の適切な金融仲介機能を継続的に発揮させる。

(2) イオン銀行は、承継後2年を目途に承継銀行との合併を計画している。

2. 譲渡金額

承継銀行の全株式を19.8億円、日本振興銀行株式会社(以下、振興銀行)の貸付債権(一部)を5億円、合計24.8億円で売買する。

3. クロージング

12月末を目途に、承継銀行の全株式及び振興銀行の貸付債権(一部)にかかる売買の実行を行う予定である。

4. 損害賠償等

各当事者は、重要な義務違反等があった場合、他の当事者に生じた損害を賠償する。請求金額の上限は、売買代金額までに限定するとともに、請求期間は、契約締結日から2年以内に損害発生原因となる具体的事実の通知を受けた場合に限る。

5. 事業計画の履行

イオン銀行及び承継銀行は、株式売買実行日から2年間、事業計画を誠実に履行するよう努める。なお、行員及び店舗について原則維持する。

以上

事業計画の骨子

イオン銀行

1. 受皿および譲受スキーム

株式会社イオン銀行（代表取締役社長：片岡正二。以下「当行」と言います。）は、「商業と金融の融合」と「リテール・フルバンキング」をコンセプトとし、イオングループが運営するショッピングセンター内に有人インストアブランチを設置し、金融サービスを提供しております。当行は、中小企業に対する金融仲介機能を引継ぎ、日本振興銀行の既存取引先の維持に止まらず、地場産業育成等の新たな中小企業金融事業を推進していきたいと考え、本件最終受皿募集に参加してまいりました。

今後、当行は、預金保険機構から、株式会社第二日本承継銀行（以下、「承継銀行」と言います。）の株式を譲り受け、承継銀行を100%子銀行とします。さらに、譲受け後2年以内を目処に、承継銀行と合併する計画です。

2. 経営戦略・ビジネスモデル

経営戦略面の基本方針は、「イオン銀行が商業と金融の融合により培ったノウハウ」と「承継銀行の法人融資事業基盤」の融合により相互補完効果を発揮し、既存の銀行では実現が難しかった新たな価値をお客さまに提供することです。

特に、以下の施策を通じ、日本全国での金融仲介機能を発揮します。

- ① 地域毎の特性、顧客ニーズ等を踏まえ、お役に立つ提案を積極的に行い、イオン銀行の出店エリアを含め、地域企業の活性化や金融の円滑化に繋げてまいります。
- ② 当行のインフラの活用（決済機能、インストアブランチ 76 拠点、ATM全国約 1,800 台等）、企業ニーズにマッチした商品の提供等により、幅広く利用者の利便性を向上させます。

3. 経営理念・業務運営態勢など

承継銀行では、イオングループが経営理念の中で使命とする「お客様第一・地域貢献」を経営理念とします。

承継銀行の経営管理態勢としては、当行の基準や経営管理態勢に準じた態勢を確立します。

特に、「お客様第一・地域貢献」の理念やお客様の利便性を重視しつつ、当行のノウハウを活用して、利用者保護態勢・法令等遵守態勢・リスク管理態勢などの確立を図ります。

承継銀行の役員については、イオン銀行との連携強化の観点からの構成と致します。

【主な役員候補者】

役 職	氏 名	常勤・ 非常勤	現 任
取締役会長(社外)	原口 恒和	非常勤	イオン銀行 取締役会長
代表取締役社長	平子 恵生	常勤	イオン銀行 取締役
取締役	弓削 裕	常勤	第二日本承継銀行 取締役

以 上

最終受皿選定過程の概要

1. 受皿としての要件

- 最終受皿の選定に際して、受皿としての要件を以下のとおり設定。
 - 受皿候補の募集要項において公表(平成 23 年 3 月 11 日)。
- 善意かつ健全な借り手の保護等の観点から、出来るだけ多くの事業を承継すること。
- 持続的かつ安定した金融機関経営を適切に行う能力及び意欲のある者。
- 銀行法、預金保険法等の関係法令に定められた要件を満たすとともに、以下の条件に適合していること。
 - (1) 銀行としての機能を適切かつ継続的に発揮できること(中小企業向け貸出を含む)。
 - (2) 適切な内部統制やリスク管理態勢を整備し、安定した収益力及び財務の健全性を維持・向上できること。
 - (3) 承継にかかる資金を円滑に調達することができること。
 - (4) 日本振興銀行と係争関係にないこと。

2. 受皿選定の過程

- 以下の 3 段階で選定を実施した。
 - なお、選定過程の透明性を確保する観点から、最終受皿選定審査会(預金保険機構理事長の諮問機関)を設置し、受皿選定の各選定段階において、専門的立場からアドバイスをいただいた。

(第 1 段階)

- 受皿候補の募集(募集期間:3 月 11 日~3 月 31 日)
- 3 月 11 日、受皿候補の募集要項を公表し、受皿候補を公募したところ、7 者から応募があった。
 - 当機構としては、「受皿としての要件」の観点からの書類審査を行い、その結果、書類審査の要件を充足しているとの判断から、4 者が通過した。

(第2段階)

事業計画書の提出要請(作成期間:5月9日~6月10日)

- 5月9日、書類審査を通過した4者に対し、以下の項目を盛り込んだ事業計画書を6月10日までに提出するよう依頼したところ、期日までに2者から提出がなかった一方、残り2者から提出された。
- 当機構としては、当該2者に対し、2者が企業価値評価を行い、事業計画書の所要の改訂及び譲渡条件を作成し、提出することを依頼するのが適当と判断した。

(事業計画書に記載すべき主な事項)

- ① 受皿候補の具体的名称及び承継の形態(受皿は承継時に銀行又は銀行持株会社であることが条件)
- ② 承継にかかる資金の調達について
- ③ 経営管理体制(ガバナンス)の整備(含む役員の構成及び選任について)
- ④ リスク管理態勢、法令等遵守態勢、収益管理態勢の整備
- ⑤ 中長期の経営戦略及びビジネスモデル(含む人員、店舗)
- ⑥ 十分な自己資本の確保及び自己資本政策

(第3段階)

譲渡条件の提出要請(作業期間:7月4日~8月12日)

- 7月4日、2者に対し、企業価値評価を行い、本年12月末に譲渡を行うことを前提として、譲渡条件、事業計画書の改訂、株式譲渡にかかる契約内容の要望事項を提出するよう依頼。8月12日までに、2者から提出された。
- 当機構としては、「銀行としての機能を適切かつ持続的に発揮できるか」に加え、「最終受皿としての要件を充足しているか」という観点からも、譲渡金額及び資金調達の確実性や、株式譲渡にかかる契約条項(いわゆる瑕疵担保条項を認めない等)について審査を行った。その結果、最終的に受皿としての適格性を有する候補は株式会社イオン銀行1者であると認められることから、株式会社イオン銀行を最終受皿として選定した。

以上